

川崎市公告第709号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和8年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市児童相談所軽乗用電気自動車賃貸借及び保守に関する契約
- (2) 履行場所 中部児童相談所 川崎市高津区久本1-4-1
- (3) 契約期間 令和8年7月1日から令和15年6月30日まで
- (4) 台数 2台
- (5) 契約概要 上記の履行場所及び契約期間内における軽乗用電気自動車の賃貸借及び保守

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」で登録が予定されていること。
- (4) 賃貸する車両の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納車するとともに、本市の求めに応じて、所要の保守点検を速やかに実施できること。

3 仕様書及び競争入札参加申込書(兼誓約書)の配布・提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 仕様書及び競争入札参加申込書の配布方法

ア 書面による配布

(ア) 配布場所 南部児童相談所 川崎市幸区鹿島田1-21-9

(イ) 配布期間 令和8年3月12日(木)9時から3月19日(木)17時まで(ただし、開庁日の正午から13時まで及び閉庁日を除く。)

イ ホームページでの公開及び配布

(ア) 公開URL <https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

(イ) 公開期間 令和8年3月12日(木)9時から3月19日(木)17時まで

(2) 提出書類 競争入札参加申込書(兼誓約書)

(3) 競争入札参加申込書(兼誓約書)の提出場所及び提出期間

ア 提出場所 南部児童相談所 川崎市幸区鹿島田1-21-9

イ 提出期間 令和8年3月13日(金)9時から3月19日(木)17時まで(ただし、開庁日の正午から13時まで及び閉庁日を除く。)

ウ 提出方法 持参とし、郵送による提出は認めません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書を令和8年3月23日(月)までに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問

次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外に関する質問は受け付けません。また、入札参加申込者以外の質問には回答しません。

ア 質問書の配布場所及び配布期間

3 (1) と同じ

イ 質問書の提出期間

令和8年3月12日(木) 9時から3月24日(火) 17時まで

ウ 質問書の提出方法

電子メールによる提出とし、送付先は次のメールアドレスとします。

45nanzis@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和8年3月26日(木)

イ 回答方法

入札に参加する予定の全ての者に対し、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。また、回答についての再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) この公告に定める参加資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 提出書類において虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参

(2) 入札書の提出日時及び提出場所

ア 提出日時 令和8年3月30日(月) 午前10時

イ 提出場所 南部児童相談所 川崎市幸区鹿島田1-21-9

(3) 入札方法

入札金額は契約期間に係る契約金総額(消費税及び地方消費税を含まない。)で行います。なお、入札書と併せて、年割額積算内訳書を御提出いただきます。

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時及び開札場所

7 (2) と同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

- (2) 前払い金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期又はとりやめる場合があります。
- (2) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口はこの公告の3（1）に同じです。
- (4) この契約は、契約締結の翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者から契約を変更または解除することができます。
これにより発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できます。この場合における補償額は、双方で協議して定めます。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和8年3月頃)を要します。